

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第3回期日（20191016）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第3465号 国家賠償請求事件

原 告 大江千束外9名

被 告 国

原告ら第2準備書面

（社会事実の変化等について）

2019（令和元）年10月16日

東京地方裁判所 民事第17部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真希子

ほか20名



原告らは、訴状第7の2「本件規定の違憲性が明白であること」（62頁以降）において、国内外の諸事情・動向を挙げて「法律上同性の者との婚姻を認めない現行法上の規定が憲法24条及び同14条1項違反であることは、遅くとも、原告らが日本において婚姻届を提出したときよりも相当の時点において、国会にとって明白になっていた」と述べたところ（訴状83～84頁）、訴状提出以後も、同性愛者等であることを理由とする権利利益の侵害や差別が許されないとの認識がますます浸透しているだけでなく、同性愛者等の権利保護のために同性間の婚姻を可能とする立法化が、日本国内・国外を問わず、広く求められている。

本準備書面は、訴状提出以後にこのような動きがますます進展していることに鑑み、同性間の婚姻及びこれに類似する制度の導入に関する様々な最近の取組み、社会事実の変化等について、以下のとおり、主張立証の補充を行う。

記

第1 日本国内における取組み等

1 地方自治体における取組み（パートナーシップ制度導入）

訴状第7の2（1）ウ（エ）（70頁～）において述べたように、訴訟提起時点までに、様々な地方自治体において、多様な性的指向の尊重ないし差別禁止を掲げる条例等が制定・施行されてきたほか（甲A68～74）、いわゆるパートナーシップ制度が次々と導入されてきた（甲A67、甲A75～91）。

かかるパートナーシップ制度は、訴訟提起後の2019年4月、更に、

東京都豊島区（甲A119），
東京都江戸川区（甲A120），
東京都府中市（甲A121），
神奈川県横須賀市（甲A122），
神奈川県小田原市（甲A123），
大阪府堺市（甲A124），
大阪府枚方市（甲A125），
岡山県総社市（甲A126），
熊本県熊本市（甲A127）

の各自治体で新たに導入・施行された。

上記のほか、2019年6月3日から栃木県鹿沼市が同制度を開始し（甲A128），宮崎県宮崎市も2019年6月10日に同制度を導入（甲A129），福岡県北九州市も2019年7月1日に同制度を導入した（甲A130）。

茨城県でも2019年7月1日、「パートナーシップ宣誓制度」を導入しているが（甲A131），こうしたパートナーシップ制度が都道府県のレベルで導入されるのは初めてのことであった。

上記制度導入にあたっては、茨城県においては県議会最大会派のいばらき自民党による反対があったものの、茨城県の大井川知事の「この扱う問題が基本的人権に関わるもの」（甲A131の2・3頁）であり「スピーディな対応」（甲A131の2・3頁）が必要であるとの認識のもと、条例ではなく、知事の権限において設定可能な要綱に基づいて制度が導入されたとのことである。茨城県におけるパートナーシップ制度導入に係る上記経緯は、同性間の婚姻の制度化が民主的過程を経て実現されることが期待し難

いと原告ら主張を裏付けるものとなっているということもできよう。なお、同知事の記者会見においては、パートナーシップ制度を導入した他の自治体において特段問題は報告されていないことも指摘されている。

茨城県は、同制度に基づいて宣誓書を受領したカップルに関して、県内44市町村に対し、公営住宅の入居の手続きなどで戸籍上の家族と同等の取扱いを受けられるように呼び掛けをしている（甲A131の3）。

香川県三豊市でも、山下市長が、6月7日、「パートナーシップ制度」を、今年度中に導入する方針を市議会で示した（甲A132）。実現すれば、四国で初となる。

更に、長崎県長崎市が9月2日にパートナーシップ制度を導入し（甲A133）、愛知県西尾市も9月1日に同制度を導入した（甲A134）。

上記をみればわかるように、パートナーシップ制度を有する自治体は、もはやいわゆる大都市に限定されず、合計26自治体に上り、かつこれら自治体の擁する人口の合計は1800万人強にもなる。いまや、日本の総人口の14%を超える人々が、同性カップルを家族と認める自治体のもとで暮らしているのである。

2 弁護士会

(1) 福岡県弁護士会による決議

福岡県弁護士会は、2019年5月29日、同性間の婚姻の自由の保障を求めて、「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議」を発表した（甲A135）。

(2) 日本弁護士連合会（日弁連）による意見書

日弁連は、2019年7月18日、同性の当事者による婚姻に関する意見書を発表し（甲A136）、その中で、同性間の婚姻が認められていないことについて、憲法13条、14条に照らし重大な人権侵害であり、憲法24条は同性間の婚姻を法律で認めることを禁止していないことを述べ、国は、同性間の婚姻を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきであるとの意見が表明されている。これは、訴状第7の1（3）（79頁以降）に記載した日弁連に対する人権救済申立事件に関する日弁連の調査の過程において、日弁連の見解を一般的な形で発表することが適切であると考えに至ったことから発出されたものである。

3 各経済団体等

（1）在日アメリカ商工会議所

訴状第7の2（3）ウ（83頁）でも引用した、2018年9月19日の在日アメリカ商工会議所（ACCJ）による日本政府に対する同性カップルへの婚姻の権利を認めるための提言（甲A112）については、在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所（ANZCCJ）、在日英国商工会議所（BCCJ）、在日カナダ商工会議所（CCCJ）及び在日アイルランド商工会議所（IJCC）が共同声明に加わっていたが（甲A137）、その後、在日デンマーク商工会議所（DCCJ）も支持を表明するに至った（甲A138）。

ACCJの人事委員長ジンジャー・グリッグスが、日経新聞に対し、上記共同声明の趣旨について寄稿をしている（甲A138）。その中で同氏は、「LGBTの婚姻権の実現は日本のビジネス環境の整備という視点からも

重要であり、多様性と包含の促進に資する政策を支持するのは企業の社会的責任といえる」旨を述べている。

(2) 日本組織内弁護士協会（J I L A）の提言

上記の提言がなされたことも踏まえ、日本組織内弁護士協会（J I L A）は、2019年2月14日、日本において同性カップルの婚姻の権利を法律上認めるべきとの提言を行った（甲A139）。

同提言は、同性間の婚姻を社内規程上は婚姻と認めて福利厚生等において異性間の婚姻と同様に取り扱う日本の企業も現れ始めているところ（この点は、原告らが訴状第7の2（1）ウ（オ）（72頁以降）においても詳細に指摘したとおりである。）、このような私企業の支援は、同性カップルの婚姻の権利の問題が「基本的人権の問題であるという理解が根底にあるから」とであると指摘している。

4 国会

(1) 提訴日の国会質問

本訴訟が提起された2019年2月14日、第198回国会衆議院予算委員会において、尾辻かな子衆議院議員は、政府に対し、同性間の婚姻に関する質問を行った（甲A140・21頁）。その中で、尾辻議員から、同性間の婚姻制度を巡る世界的状況や国内の状況を踏まえつつ、民法で同性間の婚姻を規定することは憲法上許容されるかどうか等の質問がなされた（甲A140・22頁の一番下の段）。

これに対し、山下国務（法務）大臣からは、要旨、憲法24条第1項において性別が同一である婚姻の成立を認めることは想定されていない（本訴

訟における国側の「反論」と、全く軌を一にしている。)、そして同性間の婚姻を認めるかどうかは家族のあり方の根幹にかかわる問題であり国民的な議論が必要であるから極めて慎重な検討を要する、といった回答に終始した。

尾辻議員が、「同じ答えなのでわからない」(甲A140・22頁の一番下の段)、「不誠実な態度」(甲A140・23頁の一番上の段)、「なかなかお答えいただけないということで、非常に歯がゆい思いをして」いる(甲A140・23頁の三段目)、「きょう聞いたのでは、ずっと同じことを繰り返しておられる」(甲A140・23頁の三段目)と述べるも、山下国務大臣(法務)は、尾辻議員の質問にあえて答えず、想定されていないとの回答を繰り返した。そのうえで、同性間の婚姻が憲法上禁止されているとの回答はしなかった(甲A140・22頁の一番下の段から23頁)。

(2) 婚姻平等法案の提出等

立憲民主党、共産党及び社民党の野党3党は、2019年6月3日、同性間の婚姻を可能とするために必要な法整備を行い婚姻の平等を実現するための民法改正案(婚姻平等法案)を国会に提出した(甲A141)。同民法改正案においては、婚姻について「異性又は同性の当事者」が戸籍法の定めるところにより届け出ることによって成立する旨が明記されている。

また、他の野党としても、日本維新の会は、本年7月予定の参議院選挙で掲げる公約の原案を公表し、その中で、「同性婚を認める」と明記している(甲A142・4頁3. ⑬参照)。

5 司法

こうした社会情勢の進展も背景として、司法においても、同性カップルの法的保護を承認する動向が現れつつある。

訴状第7の2(1)ウ(ア)(67頁以降)において記載した、1994年から日本人の同性パートナーと同居し共同生活を行ってきた台湾籍男性に対するオーバーステイによる退去強制処分に対し在留特別許可を求めるための退去強制令書発付処分等取消請求訴訟(甲A52, 53)につき、被告の国が処分取消し及び在留特別許可を下すこととなり、これを受けて原告が訴えの取下げを行ったことによって同事件は終結した(甲A143)。

ハフィントンポストの取材に答えて法務省は、「これまでの在留状況や生活態度など、様々な要素を鑑みた上で総合的に判断して在留特別許可した」と述べているが、いずれにせよ被告による上記措置は、当該同性カップルが「日本人の配偶者等」と同様の実情にあると被告が認めたことを前提としなければ説明ができないものである。上記訴訟の顛末からすれば、被告自身、同性カップルに関し法律婚の夫婦と同様の法律上の取扱いや保護を受けるべき実態が存在し得ることについては、少なくとも認めざるを得なかったと思われる。

また、2019年9月18日には、宇都宮地方裁判所真岡支部が、長期間同居し、米国で結婚した同性カップルのうち、不貞行為をきっかけに関係が破綻したことで一方が他方に対して損害賠償を求めている事件に関して、請求を認容する判断を行った(甲A153(宇都宮地判真岡支部令和元年9月18日判例集未搭載))。裁判所は、「同性のカップルであっても、その実態に応じて、一定の法的保護を与える必要性は高いといえる(甲A153・13頁)」と判示し、同性同士の関係性に法的保護を与えること

を明示した（なお、「憲法24条1項（は）…およそ同性婚を否定する趣旨とまでは解されないから（甲A153・13頁）」とも判断して、憲法24条1項が同性婚を否定することはできないことを述べている）。

6 行政

2019年6月10日、スポーツ庁は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉」（甲A144）を長官決定した旨を発表した。同ガバナンスコードにおいては、「原則5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。」「（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること」との原則が、中央競技団体が適切な組織運営を行う上で原則・規範として設けられているところ、同原則の補足説明として、かかるコンプライアンス教育においては「性的指向及び性自認…に基づく差別の禁止について」取り扱うことが考えられる旨の記載がなされている（27頁「（2）について」参照）。

こうした記載からしても、性的指向による別異の取扱いが一般に合理性を持ち得るものでないことは、国自身、認めざるを得ないはずである。

7 まとめ

以上のとおり、同性間の婚姻を認めるための法律上の制度を設けることについては、地方自治体、在野、国会、司法、行政の分野を問わず、様々な取組みがなされているところである。

いうまでもなく、こうした取組みは、社会における同性間の婚姻についての意識の変化を反映したものであり、またそれを認めるための制度の不存在が人権の侵害であるという認識が広く浸透してきたことの結果でもあろう。

第2 諸外国における取組み

1 台湾

訴状第7の2(2)イ(76頁以降)でも主張のとおり、2017年5月24日の台湾大法官解釈(司法院积字748号解釈)(甲A101-1, 101-2)は、同性間の婚姻を認めていない台湾民法の規定を違憲としたものである。台湾においては、同大法官解釈に基づき、同性間の婚姻を法制化するための法案が閣議決定され、2019年5月17日に特別法が成立した(同年5月24日に施行済み。甲A148及び甲A145)。

2 エクアドル

エクアドルでは、2019年6月12日、憲法最高裁が、結婚に関する現在の法律は差別的だとして違憲と認定し、同性間の婚姻を認める判決を下した(甲A146)。

3 コスタリカ共和国

コスタリカ共和国においても、2018年1月10日に、米州人権裁判所において同性間の婚姻を社会的に認めるべきとの判決が下された。これを受け、カルロス・アルバラド大統領が、2020年5月26日から同性間の婚姻が認められる旨の発表を行ったとの報道がなされている(甲A147)。

第3 その他

国立社会保障・人口問題研究所による「全国家庭動向調査」は、日本の結婚経験のある女性の意識の変化を調査するために1993年(平成5年)か

ら5年ごとに実施されているものであるが、直近の2019年(令和元年)9月13日に発表された第6回の調査結果によると、かかる調査対象となった既婚女性6142票の集計結果において、同性カップルについては、75.1%がなんらかの法的保障が認められるべきであり、69.5%が同性間の婚姻を法律で認めるべきと考えられているとのことである(甲A149)。

このように、日本においては、同性間の婚姻を認めるための法律上の制度を導入する必要性について急速な意識の変化が進んでおり、既婚女性に限って言えば、もはや7割近くの者が法律による制度の導入がなされること適切であると考えているのである。

第4 まとめ

以上のとおり、訴状提出以後も性的指向や性自認(同性愛者等であること)を理由とする権利利益の侵害や差別が許されないとの認識は、日本社会のあらゆる分野でますます浸透しており、同性愛者等の権利保護のために同性間の婚姻を可能とする立法の動きが、日本国内・国外を問わず、広く求められ、強くなっている。

これらの動きは、原告らの、法律上同性の者との婚姻を認めない現行法の規定が憲法24条及び同14条1項違反であるとの主張を裏付けることになるものである。

以上